

2009年10月21日

日綜（上海）投資コンサルティング有限公司

副総経理 吳 明憲

E-mail : meiken@jris.com.cnURL : <http://www.jris.com.cn>

上海市浦東新区世紀大道100号

上海環球金融中心15楼62室

電話 : 021-5054-1677 fax : 021-5054-6122

**日本総研**

The Japan Research Institute, Limited グループ



グループ資金管理に関する
新規定

2009年10月12日付で《国内企業内部メンバー外貨資金集中運用管理規定》¹（以下、本規定という）が公布され、11月1日より施行されることになりました。これに伴い、《多国籍企業の外貨資金内部運営管理関連問題に関する通知》²及び《企業集団財務会社が直物外貨買取・売渡を展開することの関連管理問題に関する通知》³は共に廃止されることとなります。

1. 外貨資金集中運用の対象となる企業

外貨資金集中運用に関して、本規定では国内企業を対象としております。国内企業とは中国国内で登記され、資本関係でつながっており、親会社、子会社及びその他メンバー企業または機構から共同して組成される企業法人連合体をいいます⁴。そして、国内企業の中でも内部メンバーというものが対象になりますが、本規定がいうところの内部メンバーは次の通りです。

- ① 親会社及びその持株が51%以上の子会社
- ② 親会社、子会社が単独または共同で20%以上保有する会社、または持ち株比率が20%に満たないものの最大株主の地位にある会社
- ③ 親会社、子会社配下の事業単位法人または社会団体法人

¹ 匯發[2009]49号

² 匯發[2004]104号：2004年10月18日公布、同年11月1日施行

³ 匯發[2008]68号：2008年12月6日公布、同日施行

⁴ ここでは金融機関は含まれません。

2. 外貨資金集中運用管理

外貨資金集中運用管理とは、国内企業内部メンバー（以下国内企業という）が、国内の自己が有する外貨資金を使用する行為をいい、①相互外貨資金放出、②外貨資金プーリング実施、③内部財務会社を通じた直物外貨買取・売渡業務の展開を含みます。

（1）相互外貨資金放出

国内企業内部メンバーの相互外貨資金放出は、外貨指定銀行または外貨業務資格を有する内部財務会社（以下財務会社という）に委託貸付という方式で行うことができます。

（2）外貨資金プーリング

国内企業内部メンバーの外貨資金プーリングは、委託貸付の枠組みで外貨指定銀行または財務会社を通じて行うことができます。プーリングを行う国内企業内部メンバーは、資本金が期限どおりに払い込まれており、且つ最近二年以内に外貨管理法規を違反する行為が存在していないことが要求されています。

委託貸付の枠組みの下での外貨資金プーリング業務展開は、それに参加する内部メンバー1社を主催企業とし、それが先頭に立つ形で参加する全ての内部メンバー（以下参加メンバーという）の外貨資金に対し集中運用を行います。

主催企業は原則として受託銀行一行を選択しなければなりません。なお、ここでいう受託銀行ですが、本規定第8条の中で「貸付人または借入人の所在地の外貨指定銀行（または財務会社）一行を受託人（以下、受託銀行という）として・・・」とあるように、銀行または財務会社のことを指すと理解できます。

（3）直物外貨買取・売渡

本規定に基づいて国内企業内部メンバーは財務会社を通じて直物外貨買取・売渡を行うことができます。従来の企業集団財務会社が直物外貨買取・売渡を行う基礎となっていた通達として《企業集団財務会社が直物外貨買取・売渡を展開することの関連管理問題に関する通知》⁵がありましたが、本規定施行に伴い廃止されます。この新旧の通達を比較したところ、従来直物外貨買取・売渡を行うためには「登録資本金または運転資金合計が5億人民元相当額以上であること」と要求されていたのが、本規定ではこの要件がなくなっております。つまり、資本金に限定して言えば企業集団財務会社として外貨業務を行うために必要となる登録資本金500万米ドルをクリアしていれば、直物外貨買取・売渡を行うことができるようになるといえます。

⁵ 匯發[2008]68号：2008年12月6日公布、同日施行

3. 委託貸付資金の使用制限

国内企業内部メンバーは相互外貨資金放出や外貨資金プーリングで資金調達を行うことができますが、いずれも委託貸付のスキームで行う必要があります。委託貸付で調達する資金は人民元転することはできず、また人民元貸付の質権として使用することもできません。つまり、もし人民元転使用する必要がある場合、最初から人民元で調達する必要があるといえます。

4. 国外への外貨資金放出

《多国籍企業の外貨資金内部運営管理関連問題に関する通知》において、「国内メンバー企業と国外メンバー企業との間の相互外貨資金放出」というものが外貨資金内部運営のひとつとして含まれておりましたが、同通知が本規定の施行に伴い廃止されること、本規定の中で国外企業について触れられていないこと、そもそも同規定の名称が《国内企業内部メンバー外貨資金集中運用管理規定》であることから、国外への外貨資金貸付が認められなくなったように見えます。しかしながら、2009年8月より施行されている《国家外貨管理局：国内企業の国外貸出の外貨管理関連問題に関する通知》⁶の中で「国外貸出は外貨指定銀行及び批准を経て設立した外貨業務資格を有する企業集団財務会社を通じて委託貸付方式で行うことができる」とありますので、同通知に基づいて行うことができるといえるでしょう。なお、ここでいう国外貸出とは「国内企業（金融機構を除く）が認可限度額内で、契約で約定した金額、利率及び期限で、国外で合法的に設立した全額出資付属企業または出資企業のために直接放出する資金融通方式」⁷をいうものとされております。

以 上

*弊社ウェブサイト (<http://www.jris.com.cn/>) でバックナンバーをご覧頂くことができます。

1. 税制、法律、外貨管理制度等は中国当局により変更されることがございますので参考資料としてご利用ください。
2. 本資料は、作成日時点で弊社が入手し得る資料及び一般に信頼できるとされる情報源に基づいて作成されたものですが、情報の正確性、完全性につきましては、弊社で保証するものではありません。本資料の内容につきましては、あくまで弊社の意見を示すものに過ぎません。また、本資料の一部または全部を、電子的または機械的手段を問わず、無断で複製または転送などを行わないようお願いいたします。

⁶ 匯發[2009]24号：2009年6月9日公布、同年8月1日施行

⁷ 匯發[2009]24号第一条